

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）20条に規定する受給期間を経過しているため基本手当を支給しないとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日、C公共職業安定所（以下「C所」という。）に出頭し、妊娠等を理由に受給期間の延長を申請した。これに対し、C公共職業安定所長（以下「C安定所長」という。）は、請求人は同年〇月〇日から職業に就くことができないとして、請求人の受給期間の延長を認めた。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、C所に出頭し、求職申込みをしたため、C安定所長は、請求人が職業に就くことができない期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までであったものと認め、受給期間満了日を平成〇年〇月〇日に変更した。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、C安定所長に対し、妊娠等を理由に受給期間の延長を申請した。これに対し、C安定所長は、請求人は同年〇月〇日から職業に就くことができないとして、請求人の受給期間の延長を認めた。
- (4) 請求人は、平成〇年〇月〇日、D公共職業安定所（以下「D所」という。）に出頭し、求職申込みをしたが、安定所長は、離職日の翌日から4年を経過していることから、法20条に規定する受給期間を経過しているため、基本手当を支給しないとした処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (5) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）

に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見の要旨

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 法第20条第1項の規定は、基本手当の支給を受けることができる期間（受給期間）を、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して原則として1年であるが、受給期間内に妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない場合は、受給期間を最長4年まで延長できると定めている。

請求人は、平成〇年〇月〇日に事業所を離職したのであり、受給期間は最長でも平成〇年〇月〇日までとなるところ、請求人がD所に出頭し、求職申込みをしたのは同年〇月〇日であるから、受給期間が経過しているため、基本手当の支給を受けることができないものと認められる。

(2) この点、請求人は、C安定所長の誤った指示により受給期間満了日を誤解した旨主張するので、以下検討する。

ア 請求人は、C安定所長が、平成〇年〇月〇日に、子が3歳になるまでに再度求職を開始すればよいとの説明をした旨主張するが、一方で、C安定所長は、当該説明をしていないとしている。

同日のC安定所長の説明内容を正確に認定する資料は存在しないところで

あるが、①平成〇年〇月〇日にC安定所長から手交された雇用保険受給資格者証には、「受給満了日〇〇〇〇〇〇」と記載されていること、②請求人は、表紙に「正しく受給されるためによくお読みください。」との記載がある「受給資格者のしおり」の交付を受けた上で、平成〇年〇月〇日雇用保険説明会に参加しているところ、当該しおりには、受給期間は合計最大限4年である旨の記載があることから、請求人は、受給期間が最長4年であることを知り得たといえる。

イ また、C安定所長は、平成〇年〇月〇日に誤って受給期間を延長したが、①請求人は、同年〇月〇日から妊娠等のために職業に就くことができない旨受給期間延長申請書に自筆で記載していること、②請求人が第二子を出産したのは、平成〇年〇月〇日であり、D所に出頭して求職申込みをしたのは平成〇年〇月〇日であることから、請求人は、平成〇年〇月〇日から受給期間満了日である平成〇年〇月〇日までの間は基本手当を受給できない状態であったものと解される。

ウ そうすると、仮にC安定所長の誤った指示により請求人が誤解したとしても、法定の受給期間中に請求人は基本手当を受給できないのであるから、当審査会としては、C安定所長の指示により受給期間満了日を誤解したので受給資格は認められるべき旨の請求人の主張を採用することはできない。

(3) さらに、請求人は、誤った受給期間満了日を根拠に本件処分をするのは不当である旨主張するが、請求人の受給期間満了日は、平成〇年〇月〇日であるから、いずれにしても受給期間を経過していることは明らかである。

(4) 以上から、当審査会としては、請求人の主張はいずれも採用することができず、平成〇年〇月〇日に請求人が求職申込みをした時点で既に受給期間が経過しているため、基本手当を受給することはできないものと判断する。

(5) なお、請求人が平成〇年〇月〇日に受給期間の延長を申請した時点で、既に離職の日の翌日から起算して1年経過しているにもかかわらず、C安定所長が請求人の受給期間を延長したことは、法第20条第1項に反するものであり、行政機関の的確運営や適正手続の観点から適当でない旨付言する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。